



報道発表資料の配付日時 9月14日(火) 10時00分

発表項目 (行事名)	第11次北海道職業能力開発計画(素案)に対する道民からの意見募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>第11次北海道職業能力開発計画(素案)について、道民のみなさんの御意見を広く募集します。</p> <p>1 意見等の募集期間 令和3年9月14日(火)から令和3年10月14日(木)まで</p> <p>2 計画(素案)等の入手方法 (1) 北海道(経済部労働政策局産業人材課)のホームページへの掲載 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/] (2) 以下の場所での閲覧及び配布 ア 北海道経済部労働政策局産業人材課(道庁本庁舎9階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー</p> <p>3 意見等の提出先 (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局産業人材課(産業人材係) (2) ファクシミリ 011-232-1044 (3) 電子メール keizai.jinzail@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考 (配布資料)	<p>1 道民意見提出手続の意見募集要領</p> <p>2 第11次北海道職業能力開発計画(素案)の概要</p>		

報道(取材) に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	<p>経済部労働政策局産業人材課(担当者:課長補佐 伊藤)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5356</p> <p>内線 26-511</p>
-------------	---

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和3年(2021年)9月14日

- 1 計画等の案の名称
第11次 北海道職業能力開発計画(素案)
- 2 参考資料の名称
(1) 第11次 北海道職業能力開発計画(素案)の概要
(2) 第11次 職業能力開発基本計画の概要
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
(1) 北海道(経済部労働政策局産業人材課)のホームページへの掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/>)
(2) 以下の場所での閲覧及び配布
ア 北海道経済部労働政策局産業人材課(道庁本庁舎9F)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間
令和3年(2021年)9月14日(火)から令和3年(2021年)10月14日(木)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
意見は、次に掲げるいずれかの方法でお寄せください。
(電話では、ご意見をお受けできませんのでご了承ください。)
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局産業人材課(産業人材係)
(2) ファクシミリ 011-232-1044
(3) 電子メール keizai.jinzai@pref.hokkaido.lg.jp

- ・氏名(企業・団体の場合は企業・団体名及び代表者名) :
- ・郵便番号、住所 :
- ・電話番号(お持ちの場合は、ファクシミリ番号も) :
- ・意見〈該当箇所〉 : (該当箇所がわかるように明記してください。)
〈意見内容〉 :
〈理 由〉 :

- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に、令和3年10月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
(1) 意見の提出に当たっては、日本語をお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
(5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先
経済部労働政策局産業人材課産業人材係
電話 : 011-204-5356 (ダイヤルイン)

第11次 北海道職業能力開発計画（素案）の概要について

経済部労働政策局産業人材課

1 計画策定の趣旨等

- ・本道における職業能力開発は、平成29年(2017年)1月に策定した第10次北海道職業能力開発計画に基づき、社会経済・雇用情勢の変化に対応した職業能力の開発に取り組むため、「5年後の目指す姿」、「施策の実施目標」、「指標」を定め、働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指す取組を進めてきたところ。
- ・道の第10次計画が令和2年度で終了となったことから、職業能力開発をめぐる環境及び経済・雇用情勢の変化や、国が令和3年3月に策定した第11次職業能力開発基本計画の内容などを踏まえ、第11次計画を策定するもの。
- ・都道府県は、職業能力開発促進法第7条第1項において、国の職業能力開発基本計画に基づき、当該区域内の職業能力の開発に関する基本となるべき計画の策定に努めるものとされている。

2 計画（素案）策定までの経過

- ・北海道労働審議会職業能力開発部会(審議)及び北海道産業人材育成連携会議WG(意見等聴取)

開催日	内容
令和3年4月13日(部会)	計画の策定・フレームの検討の視点、構成(案)について
令和3年5月24日(WG)	計画(骨子案)について
令和3年7月21日(WG)	計画(素案(案))について
令和3年8月6日(部会)	計画(素案)について

3 計画（素案）の概要

第1部 総説

1 計画のねらい

働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指し、下記の4項目について、今後取り組む基本的施策の方向性を示す。

- (1)「『新たな日常』や地域・産業の課題、ニーズを踏まえた人材育成・確保の推進」
- (2)「多様な働き手が活躍する全員参加型社会の実現に向けたきめ細かい職業能力開発の推進」
- (3)「時代のニーズに即した労働者のキャリア形成の推進」
- (4)「現場を支える熟練技能の継承や技能の振興・普及促進」

2 計画の期間

- ・令和3年度から令和7年度までの5年間

第2部 職業能力開発を取り巻く環境

1 職業能力開発を取り巻く現状

- ・生産年齢人口・労働力人口が減少、全国を上回るペースで高齢化が進行等
- ・新型コロナウイルス感染症の流行長期化による経済への影響、全国と比べ、二次産業の構成比率が低い等
- ・福祉や医療、建設業など一部業種では有効求人倍率が高い、就業率は総じて全国より低く、特に女性20～34歳、高齢者の格差が大きい等

2 職業能力開発における主な課題

- ・労働者一人ひとりの生産性を高め、多様な人材の活躍を促進
- ・労働者自らが時代のニーズに即したキャリア形成を図り、次代の地域経済を担う人材の育成支援
- ・技能労働者の育成を進め、産業発展の基礎となる優れた技能を維持、継承

第3部 職業能力開発の方向性と基本的施策

【計画の基本的考え方】

- ・職業能力開発の方向性を明確にするため、「5年後の目指す姿」を示すとともに、職業能力開発施策の実施目標や実施目標毎の指標の設定により進捗状況を管理する。

1 5年後の目指す姿

- (1) 地域を支える産業において、「新たな日常」の中、労働環境や社会ニーズの変化に対応した多くの優れた産業人材が活躍している。
- (2) 経済・雇用情勢等の変動に伴い、多様な働き手がそれぞれのニーズに応じた働き方を選択し、活躍している。

2 施策の実施目標

- (1) 「新たな日常」や地域・産業の課題、ニーズを踏まえた人材育成・確保の推進
- (2) 多様な働き手が活躍する全員参加型社会の実現に向けたきめの細かい職業能力開発の推進
- (3) 時代のニーズに即した労働者のキャリア形成の推進
- (4) 現場を支える熟練技能の継承や技能の振興・普及促進

指標

内 容	現 状 (R 2)	最 大 値 (H28～R 2)	目 標 値 (R 7)
高等技術専門学院(施設内訓練) 修了生の関連業界就職率(%)	88.6	(H30) 93.8	95.0
公共職業訓練(委託訓練)の受講者における就職率(%)	66.8	(H29) 72.3	77.0
能力開発セミナー(在職者向け研修会)受講者の満足度(%)	90.1	(H30) 94.3	97.0
道が実施する技能検定の合格者数(人)	2,282	(R1)3,772	4,000

【職業能力開発の方向性と基本的施策】

1 「新たな日常」や地域・産業の課題、ニーズを踏まえた人材育成・確保の推進

- (1) 本道に強みのある分野における人材育成の推進
- (2) 高度技術者等の誘致による職業能力底上げの促進
- (3) 地域の担い手となる人材育成・確保の推進
- (4) 労働生産性の向上に向けたデジタル化への対応をはじめとする職業訓練等の推進

2 多様な働き手が活躍する全員参加型社会の実現に向けたきめの細かい職業能力開発の推進

- (1) 女性の活躍推進に向けた職業能力開発
- (2) 若年者(ニート、離職防止含む)に対する職業能力開発
- (3) 中高年齢者・高齢者に対する職業能力開発
- (4) 障がい者に対する職業能力開発
- (5) 非正規雇用労働者に対する職業能力開発
- (6) 季節労働者に対する職業能力開発
- (7) 雇用情勢に対応した職業能力開発

3 時代のニーズに即した労働者のキャリア形成の推進

- (1) 在学中におけるキャリア教育の推進
- (2) 労働者の自律的・主体的なキャリア形成の支援
- (3) 企業などにおける人材育成の強化

4 現場を支える熟練技能の継承や技能の振興・普及促進

- (1) 技能尊重機運の醸成
- (2) 未来を担う技能者の育成と技能の継承

第4部 計画の推進

1 計画の推進体制

- ・民間の活力を最大限に活用するとともに、民間において実施が困難な分野等については、公共部門自らが主体的に実施することにより、適切な役割分担のもと取組を推進。

2 関係機関等との連携

- ・国等の関係機関や民間教育訓練機関などとの連携により、効果的・効率的に取組を推進。

3 計画推進の考え方

- ・第3部に記載した基本的施策について短期的や中長期的といった視点を持ち、施策毎の達成状況を的確に把握。

4 計画の推進管理

- ・施策の実績把握や事業の点検評価を行うほか、北海道雇用・人材対策基本計画及び同推進計画と連携した推進管理を実施。

4 今後のスケジュール

令和3年 9月
令和3年10月
令和3年12月
令和4年 1月

道民意見提出手続（パブリックコメント）の実施
北海道労働審議会職業能力開発部会における最終審議
計画の決定手続
道議会経済委員会への報告